

離婚届

令和 8 年 8 月 1 日 届出

鹿児島県奄美市 長 殿

(1) 氏 名		夫 アマミ タロウ		妻 アマミ ハナコ	
生 年 月 日		平成 5 年 5 月 5 日		平成 10 年 10 月 10 日	
住 所		鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号		鹿児島県奄美市笠利町大字中金久 141 番地	
本 籍		鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番		鹿児島県奄美市笠利町大字中金久 141 番地	
(2) (外国人のときは) 氏 名		奄美 太郎		奄美 花子	
父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名		夫 父 奄美 一郎		妻 父 住用 一男	
父 母 と の 続 柄		母 奄美 竹子		母 住用 マツ	
(有配の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に記入してください)		養父 笠利 綱夫		養母 笠利 梅	
(3) 離婚の種別		☒ 協議離婚		☐ 和解	
(4) 調停 年 月 日 成立		年 月 日 成立		年 月 日 成立	
離婚前の氏にも もどる者の本籍		☐ 夫 ☐ 妻		☐ 夫 ☐ 妻	
離婚前の氏にも もどる者の本籍		☒ 妻 ☒ 新しい戸籍をつくる		☐ 夫 ☐ 妻	
鹿児島県奄美市住用町大字西仲間 111 番地		単独者の氏名		笠利 花子	
(5) 未成年の子の氏 名		父 母 双方が親権を行う子		父 (夫) が親権を行う子	
母 (妻) が親権を行う子		奄美 コクト、奄美 ロビン		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
協議離婚で親権者の定めをした場合、和意なければ、それぞれが別々のしるしをつけてください		☒ 夫婦とも共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した		☒ 夫婦とも共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した	

【未成年の子がいる場合】

○子の親権について、父母のどちらかまたは父母両方を選択し、該当する欄に子どもの氏名（フルネーム）を記入してください。

※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている子」の欄に子どもの氏名（フルネーム）を記入してください。親権を指定する審判の確定又は朝廷の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し届出を行ってください。

○親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックを入れてください。

※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

(6) 同居の期間	令和元 年 5 月 から	令和7 年 12 月 まで
(7) 別居する前の住 所	鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常雇労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあってはまらない常雇労働者世帯及び会社団体の雇員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業

届出人署名 (※押印は任意)	夫 奄美 太郎 印	妻 奄美 花子 印
-------------------	-----------	-----------

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	奄美 竹子 印
生 年 月 日	昭和 35 年 6 月 6 日
住 所	鹿児島県大島郡郷郷町浦 110 番地
本 籍	鹿児島県鹿児島市山下町 11 番地

○には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
今後は離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。

☒ 親権者の指定について ☒ 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	☒ 経済的に自立していない子（未成年の子に限られませんが）がいる場合は、次の○のあてはまるものにしるしをつけてください。 ☒ 養育費の分担について ☒ 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても相当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
---	---

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考慮し、協議を尽くすことが求められます。詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「親子交流及び養育費等、離婚をするときに取るべきこと」を参考にしてください。

法務省 離婚	
日本司法支援センター(法テラス)では、親子無料相談を行っています。無料法律相談や弁護士【法テラス・サポートダイヤル】0570-0783	

【その他注意事項】

○届出をする際は、離婚届書と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の原本をお持ちください。

○夜間、休日でも宿日直窓口に届書を提出することができます。その際は、届書の「連絡先」欄に日中連絡の取れるご連絡先をご記入ください。

○裁判離婚（協議離婚以外）の場合は、お持ちいただく書類が異なる上、裁判確定日から10日以内の届出と定められています。事前に奄美市役所市民課までお問い合わせください。

同居を始めたときの年月は、結婚式を挙げた年月又は同居を始めた年月のうち早い方を記入します。

婚姻中の世帯の該当する箇所に✓してください。

国勢調査の年のみ書いてください。

婚姻中の氏でそれぞれ本人が自署してください。裁判離婚の場合は必ず申立人又は訴提起者が自署してください。

協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。証人本人が自署してください。裁判離婚の場合、証人欄の記入は必要ありません。

未成年の子がいる場合は、忘れずにチェックをしてください。